

第 10 回 地方からみる民主主義

今回は、地方という観点から、民主主義を考えることとします。

今回は、地方の政治のシステムがどのようになっているのかについて学びます。この講義では、これまで国の政治を中心に扱ってきましたが、私たちにとってより身近なのは、実は、地方の政治のほうです。憲法の定める地方自治の基本構造について学びましょう。

1. 地方自治の本旨

- ・ 地方自治とは、地方における政治と行政を、地域住民の意思に基づいて、国から独立した地方公共団体が、その権限と責任において自主的に処理することをいう。
- ・ 地方公共団体の組織や運営に関する事項は、法律により定められる (92 条)。地方公共団体の長や議会の議員は、住民の選挙により選出される (93 条 2 項)。
- ・ 92 条にいう「地方自治の本旨」とは、地方自治が、国から独立した団体に委ねられ、団体自らの意思と責任のもとでなされるという自由主義的要素と、住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素という 2 つの要素からなる。
- ・ 国は、国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動、地方自治に関する基本的な準則に関する事務・全国的な規模で／全国的な視点に立って行わなければならない施策・事業の実施、その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担う一方で、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねるべきである (地方自治法 1 条の 2 第 2 項)。

2. 条例制定権とその限界

- ・ 地方公共団体の議会は、法令の範囲内で、条例 (地方公共団体がその自治権に基づいて制定する自主法) を制定することができる (94 条)。
- ・ 条例は、地方公共団体の事務に関する事項しか規定できないが、その範囲内であれば、国の法令とは無関係に独自に規定を設けることができる。
- ・ 憲法上、財産権の内容 (29 条 2 項)、刑罰 (31 条)、租税 (84 条) の 3 つは、法律で定めなければならないと規定されているが、条例によって定めることもできると解される (奈良県ため池条例事件最高裁判決 (最大判昭和 38 年 6 月 26 日刑集 17 卷 5 号 521 頁)、大阪市売春取締条例事件最高裁判決 (最大判昭和 37 年 5 月 30 日刑集 16 卷 5 号 577 頁))。

- ・ 条例は、法律の範囲内でしか規定できない（94条）が、法律が禁止していなければ、すでに法律による規制が定められている事項についても、法律の特別の委任なくして条例を制定できる。法律の規制基準が規制の限界ではなく規制の目安を定めている趣旨であれば、法律の定める規制基準よりも厳しい基準を定める条例を制定できる（徳島市公安条例事件最高裁判決（最大判昭和50年9月10日刑集29巻8号489頁））。

今回の講義の復習として、教科書の14.1.1～14.3.3（330-345頁）を読んでおきましょう。

次回は、天皇に関する憲法上の規定について、検討します。

Q10 日本国憲法に規定する条例又は特別法に関する記述として、判例、通説に照らして、妥当なのはどれか。

1. 地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができるが、この条例には、議会が制定する条例のみならず、長が制定する規則も含まれる。
2. 地方公共団体は、法律の範囲内で条例を制定することができるが、法律で定める規制基準より厳しい基準を定める条例は一切認められない。
3. 財産権の内容については、法律によってのみ制約可能であり、条例による財産権の制限は認められない。
4. 最高裁判所の判例では、大阪市売春取締条例事件において、条例によって刑罰を定める場合、法律の授権が相当な程度に具体的で、限定されていれば足りると解するのは正当でなく、必ず個別的・具体的委任を要するものとした。
5. 一の地方公共団体のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、特別の国民投票においてその過半数の同意を得なければ、制定することができない。

(2022年度東京都特別区職員採用試験1類試験)